

# 復興特別税とは



税理士法人タックスサポート・イトカズ  
宜野湾事務所 所長 税理士

新里 英俊  
(しんざとひでとし)

復興特別税の適用について 前政権下の2011年12月に公布された「東日本大震災からの復興の為の施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」において復興特別法人税制度ならびに復興特別所得税制度が創設され、2012年4月1日に施行されました。改めてその内容を確認しておきたいと思います。

## 復興特別法人税

すでに昨年4月1日開始事業年度より課されていますが、各事業年度の所得金額に対する法人税額に10%の税率を乗じて計算した金額を法人税と同時に申告納付するものです。この法人税額の10%相当額が復興特別法人税の金額となります。復興特別法人税は、2012年4月1日から3年間（2015年3月31日まで）の期間限定で適用されます。ここで確認しておきたいのが、法人税の減税もあわせて実施されていること。具体的には2012年4月1日開始事業年度からの法人税率が25.5%（改正前30%）に減税されており、復興特別法人税率を加算することによる税率は28.05%（25.5%×110%）となります。つまり減税効果は薄まりましたが、改正前の30%に比して結果として減税となっているということになります。なお、中小法人については所得のうち年800万円以下の所得について税率15%（改正前18%）とされているところ、この部分も3年間は16.5%（15%×110%）となるため、本来の減税効果は2015年4月1日以後開始事業年度からということになります。

## 復興特別所得税

本年から適用される税制で、その内容は、2013年1月1日から2037年12月31日までの間に生じる所得税額に2.1%の税率を乗じて計算した税額を納付する制度です。昨年来、年明け1月から適用されることで注意すべき

こととして挙げられていたのが源泉徴収でした。つまり、源泉徴収の対象となる所得税については、源泉徴収義務者が源泉所得税を徴収する際に復興特別所得税をあわせて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税とあわせて国に納付する義務を負うこととされています。本年1月1日以後に生じる利子、配当、給与等の所得については支払いの際復興特別所得税をあわせて徴収することとなっています。給与所得に関しては源泉徴収税額表を適用することにより徴収額は容易に算出出来ますが、報酬支払いによる源泉税額は、前年まで10%の税率を乗じて徴収していたのであれば、本年1月支払い分は10.21%（10%×102.1%）を乗じた金額を源泉徴収することとなります。法人との関係でいうと、法人においても法人の収益として利子、配当等があれば前記の金額が源泉徴収され、源泉徴収された復興特別所得税は、復興特別法人税の申告書において復興特別法人税から控除後、控除しきれない場合には還付されます。復興特別所得税の額は復興特別法人税の額から控除することとされており、法人税の額から控除することはできず、復興特別法人税申告書の提出により、復興特別所得税が還付となる場合でも状況によっては法人税額別途納付が必要となることもあり確認が必要です。住民税に関しては均等割につき特別税が課されることとされています（2014年6月から10年間）。